

## 人間・環境系駐車場運用規則

人間・環境系 環境整備委員会 駐車場管理運用担当

2001.3.26作成

2002.5.14更新

2003.4.15更新

2004.4.15更新(2003年関係の事項を削除，重複事項を整理，簡素化)

2009.4.3更新(登録料の改訂)

この「人間・環境系駐車場等運用規則」は，平成13年3月，建築系，土木系それぞれの教室会議において承認された「人間・環境系駐車場等運用規則（案）」(2001/3/15版)に基づいて，人間・環境系環境整備委員会駐車場担当が作成したものである．

### 1．本運用規則による管理区域の範囲およびその管理担当者

人間・環境系自動車用駐車場とは，A,B,C に示される駐車区画の明示された範囲および外来者用駐車場を指す．また，実験棟周辺の通路，玄関前などの終日駐車禁止区域も管理区域に含む．

本運用規則は駐車場管理担当者によって運用される．駐車場管理担当者は，人間・環境系の建築系，土木系から年度ごとにそれぞれ数名ずつの教職員が選出される．

### 2．許可制の原則

人間・環境系自動車駐車場等（実験棟周辺を含む）は駐車許可制とし，許可なき車両の駐車は認めない．

### 3．人間・環境系駐車場等の利用申請資格

以下の各号に定める者は，人間・環境系駐車場等の利用申請を行うことができる．

ただし，本則が定める罰則によって駐車許可を抹消されたことのあるもの，抹消に相当する悪質な違反者，および再三の警告がなされたにも拘わらず違反を繰り返した者は，以下の各号に関わらず，申請する資格を持たない．

1) 人間・環境系に所属する教職員（客員教授等，非常勤講師，研究員，臨時雇用，ポスドクを含む）

2) 人間・環境系に所属する大学院生および研究生

研究生は大学院生相当（学士課程修了者）に限り認められる

人間・環境系に所属するとは、以下のいずれかに所属する者をいう

a) 工学研究科土木工学専攻

b) 工学研究科都市・建築学専攻

c) 未来科学技術共同研究センター（NICHe）未来都市創製分野（NICHeに空きがない場合）

d) 片平キャンパス計画室（原則来客扱い）

e) 工学研究科附属災害制御学研究センター

f) 情報科学研究科人間社会情報科学専攻人間社会計画学講座

g) 東北アジア研究センター地域環境研究部門

h) 人間・環境系事務室

i) 土木工学科同窓会事務局

j) 建築学科同窓会事務局

k) 環境科学研究科

3) その他共同研究，身体的傷害等により駐車場管理運用担当が認めた者

#### 4. 駐車区分および身分別利用可能区分

人間・環境系駐車場等に別図の A, B, Cの区分を設ける。駐車許可はこの区分毎に交付し，利用申請資格者は身分に応じて以下の各号の駐車区分に対して利用申請をすることができる。

1) 教職員：区分 A, B, C

2) 大学院生および研究生：区分 C

3) その他共同研究，身体的傷害等により駐車場管理運用担当が認めた者：区分 A, B, C

#### 5. 申請

申請時には「所属（学科等），研究室，学年（または身分），氏名，学内連絡先，利用する車両の登録ナンバー，希望駐車区分（A～Cの別）を明記し，所属研究室の担当者を通じて駐車場管理運用担当に申請を行うものとする。

複数の車両を登録する際には理由書を添えて申請するものとし，駐車場管理運用担当者が申請の採否や追加登録料等を決定するものとする。研究室所有の実測車など，団体で使用する車両の登録については，代表者が理由書を添えて申請するものとし，駐車場管理運用担当者が申請の採否や登録料等を決定するものとする。

#### 6. 申請の採否

駐車場管理担当者は，駐車区分毎の申請状況および公平性を勘案した上で，申請者の希望に関わらず不許可および許可駐車区分を決定することができる。

#### 7. 許可証の交付および提示箇所

駐車場管理運用担当が，申請を許可した者に対し，駐車区分別の許可証を交付する。許可証はステッカーを原則とし，許可車両のルームミラー背面に貼らなければならない。

#### 8. 駐車区分別許可証の効力

許可を受けた車両は原則として許可を受けた駐車区分に駐車するものとする。ただし，許可を受けた駐車区分が満車の場合に限り，許可駐車区分毎に以下の各号に定める駐車区分に駐車することができる。

1) 許可区分 A： 駐車区分 B（Bがいっぱいの場合に限り）C

2) 許可区分 B： 駐車区分 C

3) 許可区分 C： 他の区分に駐車することはできない

4) 来客者用駐車場および終日駐車禁止区域；本利用資格による者は駐車してはならない

## 9. 許可証の有効期限および登録料の免除

許可証の有効期限は約1年とし、登録時から次年度の登録開始時まで有効とする。年度途中に交付を受ける場合は、偶数セメスタに発効するものはその年度末までの期限とし、登録料も半額になる。また、年度途中で駐車場利用を止める場合でその中止が奇数セメスタの場合は、年度初めに支払った1年分の登録料の半額の返却が受けられるものとする。ただし、登録料の減額、返却の計算単位は1000円とし、登録料が1000円以下の区分(C区分)利用者については減額、返却の対象としない。

以下の場合には、登録料を無料とする。

- 1) 一週間の内、4日未満の頻度でのみ駐車スペースを利用する場合
- 2) 非常勤講師

## 10. パスカードの交付

1) 駐車区分 C の許可証の交付を受ける者には、理学部前のゲートを開けるためのパスカードを許可証と同時に貸与する。A, B の利用を申請した者であっても、理学部前ゲート用パスカードを希望する場合には交付を受けることができる。有効期限終了後に登録更新しない場合は駐車場管理担当者に返却するものとする。

2) 駐車区分 B の許可証の交付を受ける者には、建築実験棟への通路に設置されたゲートを開けるためのパスカードを貸与する。許可証の有効期限終了後、次年度の登録更新の意志がない場合は、パスカードを駐車場管理担当者に返却しなければならない。

3) 駐車区分 A の許可証の交付を受ける者には、正面ゲート及び建築実験棟通路ゲートを開けるためのパスカードを貸与する。許可証の有効期限終了後、次年度の登録更新の意志がない場合は、パスカードを駐車場管理担当者に返却しなければならない。

## 11. 駐車禁止箇所

玄関前、通路など消防法上の理由などから問題のある箇所は終日駐車禁止とする。

## 12. 罰則および違反車両への対処

定められた駐車場所以外に駐車するなどの違反車両に対しては、違反である旨を明記したシールを貼る、違反である旨を明記した紙をワイパーに挟む、等で対処する。

違反車両のナンバーは記録し、付則に定められた回数以上の違反が記録された場合、所属研究室に対しての通告を行う。また、登録を抹消する場合もある。

## 13. キャンパスガード

駐車場管理担当者は必要に応じてキャンパスガードを用いて駐車場を巡回させ、違反駐車への警告書貼付、記録を行うことが出来る。キャンパスガードの監督責任者は駐車場管理担当者とする。ただし、キャンパスガード勤務中の事故に対しては、人間・環境系全体が責任を負う。

付則：

1．登録料について

1) 登録料の納入

許可証交付時に、定められた登録料を駐車場管理担当者に納入しなければならない。登録料は以下の金額とする。

A,B区分:年間2000円

C区分:年間1000円

2) 登録料の用途

納入された登録料は駐車場管理担当者が管理し、次の各号の定める項目に使用する。

A) キャンパスガード(駐車場の巡回)への謝礼

B) 駐車禁止の立て札, 駐車ゲート等駐車場管理のための設備および消耗品購入

C) その他駐車場管理のために必要と思われる支出については土木および建築双方の教室会議の承認を得なければならない。

3) 会計報告の義務

駐車場管理担当者は、次年度はじめまでに登録料の収支について、登録料納入者に会計報告を行う。

2．罰則について

違反駐車記録回数が2回以上になった場合、当該登録者の所属研究室に対して通告する。また、3回以上になった場合、駐車許可を抹消し、専攻長名の厳重注意を受ける。

駐車許可を抹消され、その後も駐車場の利用を希望する者は、学科長または所属研究室の長の署名が入った始末書を提出しなければならない。始末書を提出した後、再び駐車許可が有効となった後、更に違反駐車記録回数が3回以上になった場合、駐車許可を抹消し、以後は受け付けない。

3．無許可駐車に対する対処について

本規則で定められた管理区域内の無許可駐車車両に対しては、駐車許可車両に準ずるものとする。

4．設備・備品の紛失・破損について

パスカード、ステッカー等を紛失したり破損した場合の再発行の費用は、紛失や破損の責任が使用者にある場合は、使用者に実費で請求する。また、ゲートや看板など、人間・環境系駐車設備を、故意あるいは過失により破損、無断で移動、棄却するなどし、設備の破損、元の状態への復帰不能などの損害を与えた場合、故意に行ったものや社会通念上許し難い過失については、設備の修復、復帰に要する費用の全額を、軽度の過失についてはその程度により、その費用の一部を行為者に請求することがある。